

日火連短信

令和2年4月20日第133号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041 専務理事 大岩 伸夫
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

緊急事態宣言の全国への拡大を受けて、在宅勤務等の推進について経済産業省より再度の周知依頼がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長、大岩専務理事

平素より大変お世話になっております。

経済産業省鉱山・火薬類監理官付の菅野でございます。

緊急事態宣言の全国への拡大を受けて、在宅勤務等の推進について再度周知依頼が参りましたので、ご対応のほどよろしく願いいたします。

令和2年4月7日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、宣言の対象区域（特定都道府県）の7都府県内では、多くの企業に在宅勤務等を実施していただいています。

4月16日付で、対象区域を全都道府県に拡大するとともに、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めて行く必要がある区域として13道府県を「特定警戒都道府県（※1）」と総称することとなりました。

この緊急事態を5月6日までに終えるためには、引き続き最低7割、極力8割の、人と人との接触を削減しなければならず、そのためには、国民の皆様にご協力いただくことが不可欠です。特定警戒都道府県では、社会機能を維持するために必要な職種（※2）を除き、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすことなど最大限のご協力をお願いします。また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県でも、各県の対応を踏まえたご協力をお願いします。加えて、取引先などの関係者に対しても上記の取組を説明し、理解・協力を求めつつ、また、取引先などとの対面による打ち合わせを求めないようお願いします。

なお、社会機能を維持するために事業の継続が求められている事業者においては、4月17日付で、厚生労働省より「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10899.html>」が発出されておりますので、参照の上、職場の感染予防の取組促進をお願いします。

各団体におかれましては、所属企業に引き続き自宅勤務の推奨及び職場の感染予防の徹底にご協力いただくよう、上記内容の周知をお願いします。

(※1) 特定警戒都道府県

東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県

(※2) 社会機能を維持するために必要な職種

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として、緊急事態宣言時に事業の継続を求められる事業者が例示されています。該当するにおかれましては、各知事の要請等も踏まえ、「三つの密」を避けるための取り組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続してください。

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・
 - ⑤ スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑥ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑦ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑧ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）

- ⑨ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑩ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑪ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

経済産業省

産業保安グループ 釜山・火薬類監理官付

火薬係 菅野 友遥（かんの ともはる）

TEL：【直通】03-3501-1512（PHS：74984）

：【課室】03-3501-1870

FAX：03-3501-6565

MAIL：kanno-tomoharu@meti.go.jp